福祉医療費受給者証(マル福カード)更新のお知らせ

福祉医療費受給者証(マル福カード)は、7月末日で期限切れとなります。

対象者には7月中に更新の申請書を送付しますので、忘れずに更新の手続きを行ってください。

■更新手続き期限

7月31日(木)

■更新手続きに必要なもの ①医療費が無料となる方の健康保険証 ②印鑑

※平成26年1月1日以降に転入してきた方、父母の住所が町外にある児童は、平成26年度所得・課税証明 書が必要です。

受給できる要件	所得制限	更新
●乳幼児および小学生 0歳~12歳(小学校修了年度の3月31日まで)	なし	毎年8月1日更新
●ひとり親家庭 母子・父子家庭の児童、 父母のいない児童(18歳に達した最初の3月31日まで)	<u> あり</u>	毎年8月1日更新
●高齢身体障害者 65歳以上で身体障害者手帳4~6級所持者	<u> </u>	毎年8月1日更新
●重度心身障害(児)者 療育手帳Aもしくは、身体障害者手帳1~3級所持者	なし(社会保険本 人の場合はあり)	毎年8月1日更新 (後期高齢者は有効 期限なし)

※福祉医療制度とは…心身の健康の保持と生活の安定を図るために、医療費(調剤含む)の自己負担分を助成 する制度です。窓口での支払いが無料となります。

■問合せ先 八峰町福祉保健課 福祉係 ☎76-4608

ひきこもり等学習会・相談会を開催します

周りにいる人、特に家族の理解は本人の大きな支えになります。ひきこもりについて理解し、 これからどうしていけばよいかという手がかりを一緒に見つけていきましょう。

- 平成26年7月26日(土) 午後1:00~2:00 ■場 所 峰栄館 2階 大会議室
- 家族、ひきこもりの相談を受けている方、関心のある方
- 一内 「ひきこもりの心と体を理解しよう」 講師を囲んで座談会形式でお話を聞きます。
- **師** あきた若者サポートステーション 総括コーディネーター 大屋みはる 氏 ■講
- ■申 込 み 参加希望の方は7月18日(金)まで下記に電話等で連絡ください。

今の状態は回復に必要な休息の時間。自分を責めたりしなくていいのです。一人で悩まないで 誰かに話してみませんか。

- 平成26年7月26日(土)午後2:00~4:00 ※相談の時間は希望に応じて午前中も可能です。
- 峰栄館 1階 第1研修室(奥の部屋です) ■対 象 本人および家族
- ■相談員 あきた若者サポートステーション 総括コーディネーター 大屋みはる 氏
- なるべく事前に下記へお申し込みください。 ※相談時間は一人当たり約30分 ~ 1 時間です。
- ■学習会と相談会の申込み・問合せ先 八峰町福祉保健課 健康推進係 ☎76-4608



子育て世帯臨時特例給付金の申請をお忘れなく!!

消費税の増加に伴い、子育て世帯の負担を緩和するため、児童1人につき1万円の給付を行 っています。

対象と思われる世帯には、5月30日付けで通知文書を送付しています。(児童手当の支払通知 に同封しています)

申請がないと給付はされないので、お忘れのないようお願いいたします。

対 象 者 平成26年1月1日に八峰町から児童手当を受給していた方

※平成26年3月に中学校を卒業した児童も対象です。

支 給 額 児童 1 人につき 10.000円 (今年度 1 度きりの給付となります)

申請期限 平成26年8月末日(最終期限)

提出先 役場福祉保健課

注意!下記の方は対象外となります

- ・平成25年の所得が、児童手当所得制限限度額を超える方
- ・町民税が非課税となっている方→**臨時福祉給付金の対象となります**。
- ・生活保護を受給している方
- ■問合せ先 八峰町福祉保健課 福祉係 ☎76-4608

7月から、申し込み順にご指定の口座に 振り込みを開始しています!

『臨時福祉給付金』の申請受付を始めました

町では、消費税率の引き上げに際し、臨時福祉給付金を支給します。対象と見込まれる方には、 6月下旬に申請書を送付していますので、期限までに提出願います。

対 象 者 平成26年1月1日現在で町に住民登録があり、今年度の町民税が非課税者

ただし、課税されている方の扶養となっている場合や生活保護受給者は除きます。

支 給 額 1人につき10.000円 (年金等の受給者:5,000円加算)

(今年度1度きりの給付となります)

【加算対象】

①老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等

②児童扶養手当

③特別児童扶養手当

4)障害児福祉手当

⑤特別隨害者手当

⑥経過的福祉手当

⑦原爆被爆者諸手当

⑧毒ガス障害者対策手当

⑨ガス障害者対策手当 ⑩予防接種法に基づく健康被害救済給付金

- ⑪新型インフルエンザ予防接種健康被害救済給付金
- ②副作用救済給付又は感染救済給付

申請期限 平成26年7月末日

提出先 役場、ファガス、峰栄館

■問合せ先 八峰町福祉保健課 福祉係 ☎76-4608

7 広報はっぽう 2014.7月号 広報はっぽう 2014.7月号 6